

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 供託手続の申請書様式の変更

以下の申請書様式について、「会社法人等番号」の入力項目を追加します。また、「供託書(金銭供託)(4) 給与債権執行【署名不要】」、「供託書(金銭供託)(4) 給与債権執行【署名要】」及び、供託かんたん申請の「供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】」については、「供託の原因たる事実」の入力初期値を変更します。

【申請用総合ソフト】

供託書(金銭供託) (1) 地代家賃弁済【署名不要】

供託書(金銭供託) (2) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名不要】

供託書(金銭供託) (3) 営業保証【署名不要】

供託書(金銭供託) (4) 給与債権執行【署名不要】

供託書(金銭供託) (5) その他【署名不要】

供託書(振替国債供託) (1) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名不要】

供託書(振替国債供託) (2) 営業保証【署名不要】

供託書(振替国債供託) (3) その他【署名不要】

供託書(金銭供託) (1) 地代家賃弁済【署名要】

供託書(金銭供託) (2) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名要】

供託書(金銭供託) (3) 営業保証【署名要】

供託書(金銭供託) (4) 給与債権執行【署名要】

供託書(金銭供託) (5) その他【署名要】

供託書(振替国債供託) (1) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【署名要】

供託書(振替国債供託) (2) 営業保証【署名要】

供託書(振替国債供託) (3) その他【署名要】

【供託かんたん申請】

供託(金銭) 地代家賃弁済【かんたん】

供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【かんたん】

供託(金銭) 営業保証【かんたん】

供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】

供託(金銭) その他【かんたん】

供託(振替国債) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【かんたん】

供託(振替国債) 営業保証【かんたん】

供託(振替国債) その他【かんたん】

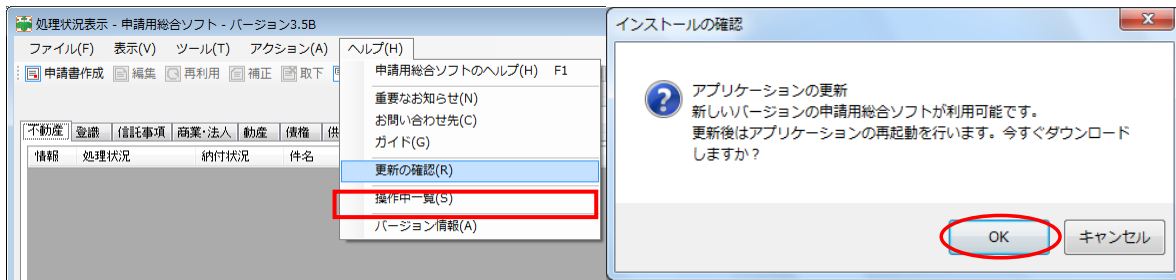
2 バージョンアップの方法

平成30年6月30日(土)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんので、御注意ください(※2参照)。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます(※3参照)。



※1 バージョン3.4A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。

※2 誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

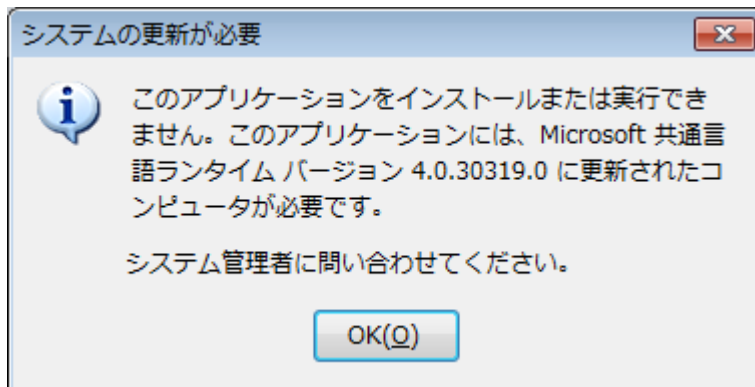
なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※3 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

3 注意事項

(1) 御利用のPCに.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6（Windows 10 に標準でインストールされているもの）がインストールされていないため、「[.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて\(2\)インストール方法](#)」の手順を実施し、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。



(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試ください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。